

IASB 公開草案第 10 号「連結財務諸表」に対する意見

平成 21 年 3 月 24 日

日本公認会計士協会

日本公認会計士協会は、連結プロジェクトに対する国際会計基準審議会の継続的な努力に敬意を表すとともに、公開草案第 10 号「連結財務諸表」に対するコメントの機会を歓迎する。

今般公表された公開草案第 10 号は、現行の IAS 第 27 号「連結及び個別財務諸表」及び SIC 第 12 号「特別目的事業体の連結」を統合し、単一の支配の定義を適用するものと説明されている。しかし、我々は、公開草案第 10 号の提案では統一的な支配の定義の確立には至っておらず、むしろ現行実務に混乱が生じる可能性について懸念する。ストラクチャーされた事業体についての会計上の取扱いを問題とするのであれば、公開草案第 10 号の提案ではなく、むしろ SIC 第 12 号を改訂し、ストラクチャーされた事業体に関する開示の充実を要求することで、目的は概ね達成されるものと考えている。

以下、公開草案第 10 号の質問項目のうち、提案に同意しないもの及び疑問又は懸念のあるものについて個別にコメントする。なお、発効日については、十分な準備期間を設けるべきと考える。

質問 1

提案されている支配の定義は、IAS第27号の範囲だけではなくSIC第12号の範囲にあるあらゆる企業に適用し得ると考えるか。そう思わない場合、適用が困難なのはどのような場合か。

質問 2

本公開草案で示された支配の原則は、連結の基礎として適切か。

同意しない。

現行基準よりも明確な支配の定義が確立されるのであれば、取り立ててストラクチャーされた事業体を別途定義する必要はない。しかし、本公開草案で提案された支配の定義は、IAS 第 27 号の現行の定義と同様に、依然としてパワーとリターンの組合せを前提としており、ストラクチャーされた事業体のような意思決定機能がない事業体に対しては適用が困難である。したがって、現行基準よりも明確な支配の定義が確立されない場合には、それらの事業体について、別途、リターンを基礎とした連結モデルを開発する必要があるものと考えている。

質問 3

支配の評価に関する定め及びガイダンスは、支配の定義を統合的に適用することを可能とする上で十分か。十分でない場合、それは何故か。どのような追加的なガイダンスが必要か、あるいはどのようなガイダンスを削除すべきか。

十分ではない。

本公開草案の第27項においては、報告企業が他のいかなる企業よりも多くの議決権を有し、かつ報告企業の議決権が、報告企業に当該企業の戦略的な営業及び財務の方針を決定するのに十分である場合には、他の企業の活動を左右するパワーを有するとされている。

しかし、国や地域の法制度によっては、「多くの議決権」の程度に対する考え方が区々であり、従って第27項の記述のみで支配を有していると結論づけるには困難な状況も考えられる。提案を改訂し、当該企業が属する国や地域の法制度に鑑みて重要な議決権を、自己または他の議決権保有者（本公開草案のB10項）との合意により保有していること、さらに加えて、取締役会への役員のパ遣、財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約、資金調達などについて、支配を評価するにあたって併せて考慮すべき事項とすることを提案する。

なお、関連するコメントとして、本公開草案の第18項では、支配を評価する際の項目を3つ示している。これらは現行IAS第27号第33項で示されている4つの項目のうち3つと同じである一方、現行IAS第27号第33項(c)「一つのアレンジメントが少なくとも他のアレンジメントの発生に依拠している」が削除されている。現行規定を修正するのであれば、削除した理由を結論の根拠にて明記すべきである。

質問 4

企業の支配を評価する際のオプション及び転換可能な金融商品に関するボードの提案に同意するか。同意しない場合で、オプション又は転換可能な金融商品が、企業の活動を左右するパワーをその保有者に与えることになることがあると考える場合、それがどのような状況であるか説明して欲しい。

同意しない。

オプション及び転換可能な金融商品による潜在的な議決権の保有のみでは、直接的には、必ずしも支配に結びつくものではないと考える。したがって、支配を評価するにあたっては、潜在的な議決権の保有に併せ、重要な議決権について自己または他の議決権保有者（本

公開草案のB10項)との合意により保有していること、取締役会への役員の派遣、財務及び営業又は事業の方針の決定を支配する契約、資金調達などと併せて考慮すべき事項とすることを提案する。

質問 6

本公開草案の第30項におけるストラクチャーされた企業の定義に同意するか。同意しない場合、そのような企業をどのように説明又は定義するか。

同意しない。

より明確な支配の定義を検討しなければならないという前提に立てば、取り立ててストラクチャーされた事業体を別途定義する必要はなく、他の組織類型と同様に扱えば良いだけである。言い換えれば、ストラクチャーされた事業体の支配を考える場合、考慮しなければいけない要件は、すべての事業体形式に当てはまるはずである。そのように考えた場合、このようなタイプの組織を別途定義する必要があるとすれば、それはあくまで支配が及ばないケースとして開示対象となり得るものがどのような組織に限定されるのかという観点からなる。ストラクチャーされた事業体に関する開示範囲を定めるためのものとしてみた場合、現在の定義は広すぎると思われる。

また、技術的な観点から見た場合、ストラクチャーされた事業体は本公開草案の第30項にて定義しているとされているが、本公開草案の第30項の定義は、第23項から第29項を参照する形をとっており、直接定義されていない。これは、明瞭性に欠けることだけでなく、事業体の活動を左右する方法が第23項から第29項に該当しないケースをすべて包含してしまうため、広義になりすぎるおそれがある。ストラクチャーされた事業体の定義について、より直接的な定義に改めた上で、第23項から第29項についてはAppendixで示すべきと考える。

質問 7

本公開草案の第30項から第38項における、ストラクチャーされた企業の支配の評価に関する定め及びガイダンスは、支配の定義を統合的に適用することを可能とする上で十分か。十分でない場合、それは何故か。どのような追加的なガイダンスが必要か。

同意しない。

本公開草案のガイダンスは、考慮されなければならないと考えられるさまざまな要因を示している点において有用であると考え、**「パワー」**の発生源が複数の事業体にまたがって存在する場合、このように多くの要素を列挙したことが却って判断を難しくしている側面がある。支配の所在を判断する上で、これら考慮要因のヒエラルキーが見出せない理

由は、支配の定義自体が曖昧であることに起因すると考えられる。

なお、第 33 項において、リターンの潜在的な「重要性」という概念に言及されているが、これは第 33 項に先立つパラグラフでは触れられていないものである。これが意味するところは、おそらくリターン全体に対して企業が得るリターンの相対的な大小を基にした判断を行うということ（又はリターンの変動性が高いということと読むこともできる）と考えられるが、これを踏まえれば、ストラクチャーされた事業体においては、支配の一般的な定義を逸脱する考え方を採らねばならないことになる。しかしながら、こうした考え方を持ち込むこと自体は、実務的には有用と考えられるため、リターンの「重要性」が支配の存在を判断する上で果たす役割を明確にできるのであれば、審議会はこれを支配の一般的な定義の構成要素に含めることも検討すべきである。

質問 8

連結財務諸表に関する IFRS に、リスク・経済価値による補完テストを含めるべきか。含めるべきである場合、どのようなレベルのリターンの変動性をテストの基礎とすべきか、またそれは何故か。リターンの変動性をどのように見積もるべきか、また、連結が支配を基礎とするとの原則に、例外を設けることが何故適切であると考えられるのか、理由を述べて欲しい。

リスク・経済価値による補完テストを導入することが望ましいとは思わないが、現在の支配の定義がそのまま用いられるのであれば、導入せざるを得ないことになると思う。

ただし、そうすると現在の IAS 第 27 号と SIC 第 12 号の関係が今後も維持されることと大きく変わらないため、実務を考えるとむしろ SIC 第 12 号の要件の明確化を図った上で、これを残すことのメリットの方が大きいとも考えられる。

質問 9

第 23 項に示されている提案された開示規定は、意思決定に有用な情報を提供するか。ドラフト IFRS から削除すべき、又は追加すべきと考える開示規定があればそれを示して欲しい。

質問 10

報告企業は、開示規定を満たす情報が入手可能であるか、あるいは入手すべきであると考えられるか。報告企業にとって従うのが難しいと考えられる、あるいは著しいコストを報告企業に課す可能性が高いと考えられる規定があれば、それらを示して欲しい。

本公開草案で提案されている開示規定は過度に詳細なため、却って意思決定に有用な情報の提供を阻害する可能性がある。まず、ストラクチャーされた事業体との関与であるが、

開示の対象があまりに広く定義されているため、企業と取引を行うあらゆる特別目的事業体はその範疇に入ってしまうおそれがある。これは、特別目的事業体を多数有する金融機関等にとっては現実的ではない。明らかに開示の対象とはならないケースを例示することなどにより、むやみに開示範囲が拡散することを防ぐ必要があると考える。さらに、本公開草案の B42 項に規定されているとおり、なぜ B41 項の情報のみ当期及び前 2 期の計 3 期分の開示が必要であるのか理解し難い。審議会は、少なくともその理由を示す必要があると思われる。また、B44(c)項や B46 項の情報を企業が得ることは実務的にほとんど不可能だと思われるため、これら規定は削除すべきである。

質問 12

IAS第28号に関連して指摘された懸念を扱う別のプロジェクトにおいて、提案を開発することを視野に、重要な影響の定義及び持分法の使用について、ボードは検討を行うべきであると考えるか。

同意しない。

将来的には当然に検討すべきテーマであると考えますが、すでに述べたとおり審議会はまず支配概念の再検討を早急に行い、そこで得られた結論を基にあらためて重要な影響力の概念をどのように取り扱うべきか、慎重に検討すべきである。

以 上